

令和6年度 事業計画

令和2年から続いてきた新型コロナウイルスも、5類となり、徐々に日常の生活が戻りつつあります。しかし近況は、感染者も多く、完全に戻るのは、まだ先のように思われます。

今、我が国は令和5年概算値において65歳以上が総人口の29.1%、茨城県においては30.8%を占め、総人口が減少する中で、高齢者人口は過去最多となっております。このような超高齢社会を支える組織として、シルバー人材センターの役割は大きなものとなっております。今後ともボランティア活動等を通して、地域社会の福祉と活性化に貢献し、魅力あるシルバー人材センターとして充実発展するよう努めてまいります。

当シルバー人材センター事業におきましては、コロナ後会員数の下げが止まらず厳しい状況が続いており、当面、会員数をコロナ前(令和元年度数値)の水準に回復させることを目標に全力で取り組む必要があります。

また、昨年10月からはインボイス制度が施行されており、シルバー人材センターの運営への影響が少なからずでてきておりますが、最小限に抑えられるよう、引続き対応に努めてまいります。

更にフリーランス法の施行に伴い「契約の見直し」やデジタル社会の到来を念頭に置いた、シルバー人材センター事業へのデジタル技術の積極的な導入など多くの課題が山積しております。デジタル化に向けて、前向きに検討していかなければなりません。

更に安全就業においては、会員一人一人が安心して就業できるため、どのように行動していくのかを良く考え、事故ゼロを目標に邁進し、次の基本方針に則って事業を展開してまいります。

基本方針

1. 会員数拡大の推進
2. 安全対策の推進
3. 事業拡大の推進
4. 普及啓発活動の展開
5. 運営基盤の強化
6. フリーランス新法への備え

事業運営計画

1. 会員数拡大の推進

定年の延長やコロナ禍により、全国的に会員数の減少に歯止めがかかっておりません。当シルバー人材センターも同じ状況下であり、一日でも早く令和元年度の水準に回復させることを最重点テーマとし、現会員のクチコミや、市の広報紙等への会員募集の掲載及びパンフレット等の利用、ホームページの活用によるシルバー事業の紹介等、入会促進を積極的に取り組んでまいります。

2. 安全・適正就業対策の推進

「安全・安心なシルバー人材センター事業」の確立を図ることは、シルバー人材センター事業の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要です。このため、事故の事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図るとともに、安全対策を徹底して参ります。

就業中の事故防止策として職員による安全パトロールの実施・指導を行い、もし事故が起きてしまった場合に

も、速やかな連絡、事故の原因究明及び防止策を全体で共有し、事故の撲滅に努めます。

3. 事業拡大の推進

高年齢者が健康で働く意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けて、多くの高年齢者に対して就業の機会を確保すると共に、提供するセンターの機能を強化し、会員の働く希望と適正就業を遵守しながら、シルバー事業の推進に取り組みます。

また、茨城県シルバー人材センター連合会主催の講習会等を活用し、会員募集及び人材育成に努め、発注者からの受注要請に対応できるよう就業及び組織体制の強化を図り、事業拡大の推進に努めます。

4. 普及啓発活動の展開

超高齢社会を支える組織としてセンターは、大変大きな役割を担っております。シルバー事業のイメージの転換・向上を図るとともに、高齢者の加入促進を図るためには従来型の仕事だけではなく、多種多様な就業の場があることを広く周知し地域社会の一員として存在意義を高めていくため、ボランティア等の社会活動等、地域の課題解決につながる活動を行うことができるよう、市と連携を強化し、地域貢献に取り組んでまいります。

また、多くの地域の皆さんに知っていただけるよう、市の広報紙やパンフレット等を活用しながら、当シルバー人材センターの活躍を積極的にアピールしていきます。

5. 運営基盤の強化（デジタル化の推進）

業務効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上で、デジタル化の推進が不可欠であります。システム環境の整備や会員のデジタル（スマートフォンやパソコン）活用の推進を図り、組織運営の内容等を見直し、適正かつ効率的な事務処理ができるよう邁進致します。

6. フリーランス法への備え

先般、フリーランス（企業に雇用される以外の形で働く

者)が安定的に働ける環境を整備する法律、いわゆるフリーランス法が法制化され、秋頃には施行される予定です。会員もフリーランスに位置付けされるため、内容等を精査し、厚生労働省において検討されている契約方法の見直しについても適切に対応してまいります。